人の一生に沿って戸籍が作られる流れを見よう

ここでは出生から死亡までの間に、どのように戸籍が作られるのかを解説します。

佐々木城夛（信金中央金庫 信用金庫部 上席審議役）

戸籍はどのように作られ、記載内容が移記されたり、除籍により移記されなかったりするのでしょうか。ここでは、昭和21年生まれの「近代C太さん」の一生を見ながら、戸籍謄本が作られる流れを見ていきます。

①昭和21年、夫婦A助・B子の間に子C太が生まれる（大正4年式戸籍）

戸籍は、日本国籍を持つ国民を対象としていますので、氏名が登録される契機は、㋐日本人の親からの出生（＝誕生）、㋑外国からの帰化（＝日本国籍の取得）のいずれかになります。よってC太が生まれたことにより、近代A助の戸籍にC太が記載されることになります（サンプル1）。

C太が出生した昭和21年当時の戸籍は、大正4年の戸籍法改正に伴う様式が適用されていました。この様式では、現在の戸籍とは異なり、「家」や「家督」を単位としています。このため、戸主を筆頭に戸主の親族が多数記載されることも珍しくありませんでした。

右下欄には、この戸籍の編製につながる前戸主の氏名が記載されています（分家等の場合は記載されない）。その左側には戸主欄が設けられ、上部には「死亡」や「隠居」「分家」など、この戸籍の編製に至る経緯が記載されています。C太の出生時点で父であるA助が戸主であれば戸主欄に記載され、そうでなければ戸主から見た関係の順で、戸主の後方に名を連ねる形態です。

●サンプル1

改製原戸籍
地籍 北海道旭川市八条西四丁目弐番地ノ参
主戸前
戸主 近代A助 明治四拾年拾月弐拾八日
父 大山V郎 母 亡 S江 二女
妻 B子 明治四拾四年拾壱月拾壱日
男長 C太 昭和弐拾壱年壱月参日
父 近代A助 母 亡 B子 長男
母 亡 Y子 三男 父 亡 近代Z太郎
入籍㊟
北海道旭川市八条西四丁目弐番地ノ参戸主近代X太分家届出昭和七年弐月拾日受付㊟
北海道旭川市八条西四丁目拾番地八ニ於テ出生父近代Z太郎届出明治四拾年拾壱月四日受付
本籍ニ於テ出生 父近代A助届出昭和弐拾年壱月拾五日受付入籍㊟
大山B子と婚姻届出昭和七年八月六日受付㊟
昭和参拾弐年法務省令第二十七号により昭和参拾参年四月弐日本戸籍改製㊟
昭和参拾弐年法務省令第二十七号により昭和参拾四年六月四日あらたに戸籍を編製したため本戸籍消除㊟
北海道雨竜郡妹背牛字小藤戸主大山V郎二女昭和七年八月六日近代A助ト婚姻届出同日入籍㊟

※C太が生まれた直後は、近代A助の欄には「昭和参拾弐年法務省令第二十七号により昭和参拾参年四月弐日本戸籍改製」および「昭和参拾弐年法務省令第二十七号により昭和参拾四年……」の記載はない。その後の昭和23年の法改正により記載されたが、ここでは一緒に掲載している。

②昭和23年の法改正で改製

第二次大戦後の憲法改正に併せて民法や戸籍法も改正され、現在まで続く「夫婦」を基本単位とする戸籍に改製されました。この結果、同一の戸籍には1組の夫婦とその子供までしか記載されないこととなり、兄弟・姉妹や祖父・祖母・孫、さらには叔父・叔母や

戸籍法の改正により新戸籍が作られることも

●サンプル2－①

本籍 北海道旭川市八条西四丁目弐番地ノ参
氏名 近代A助
昭和参拾弐年法務省令第二十七号により昭和参拾四年六月四日本戸籍改製㊟
北海道旭川市八条西四丁目拾番地八において出生父近代Z太郎届出明治四拾年拾壱月四日受付入籍㊟
父 亡 近代Z太郎 母 亡 Y子 三男
夫 A助 明治四拾年拾月弐拾八日生出
北海道雨竜郡妹背字小藤戸主大山V郎二女昭和七年八月六日近代A助と婚姻届出同日入籍㊟
父 亡 大山V郎 二男 母 亡 S江 女
妻 B子 明治四拾四年拾壱月拾壱日生出
昭和弐拾壱年壱月参日本籍において出生同月拾五日父届出入籍㊟
父 近代A助 長男 母 B子
C太 昭和弐拾壱年壱月参日生出

●サンプル2－②

改製原戸籍 平成六年法務省令第五十一号附則第二条第一項による改製につき平成拾参年壱月壱日消除㊟
本籍 北海道旭川市八条西四丁目弐番地ノ参
氏名 近代A助
昭和参拾弐年法務省令第二十七号により昭和参拾四年六月四日本戸籍改製㊟
北海道旭川市八条西四丁目拾番地八において出生父近代Z太郎届出明治四拾年拾壱月四日受付入籍㊟
父 亡 近代Z太郎 母 亡 Y子 三男
夫 A助 明治四拾年拾月弐拾八日生出
北海道雨竜郡妹背字小藤戸主大山V郎二女昭和七年八月六日近代A助と婚姻届出同日入籍㊟
父 亡 大山V郎 二男 母 亡 S江 女
妻 B子 明治四拾四年拾壱月拾壱日生出
昭和弐拾壱年壱月参日本籍において出生同月拾五日父届出入籍㊟
父 近代A助 長男 母 B子
昭和四拾九年拾弐月弐拾日未届D子と婚姻届出東京都練馬区富士見台三丁目二十一番に新戸籍編製につき除籍㊟
C太 昭和弐拾壱年壱月参日生出
この謄本は、原戸籍の原本と相違ないことを認証する。
平成弐拾六年拾月拾日
○○県○○市 ○○○○ 公印